

海外労働事情

イギリス①

雇用状況の悪化続く―失業率七・九%

統計局が九月一六日に発表した雇用関連統計によれば、七月期の就業者数は前期（二一四四期）から二万七〇〇〇人減の二八八九万二〇〇〇人、うちフルタイムの雇用者数は二八万三〇〇〇人減、パートタイム雇用者数は五万六〇〇〇人増となった。

失業率は七・九%と前期から〇・七ポイント、前年同期比で一・三ポイント増加し、一九九六年九月一二期以来の水準に達している。特に、一六一一七歳層で三四・二%（二万六〇〇〇人）、一八一二四歳層では一七・五%（七三万二〇〇〇人）と、若年



層で高い（一）。失業者数は二四七万人で、前期からの増分である二二万人の四割強（九万二〇〇〇人）を失業期間六―十二カ月の失業者が占める。剰員解雇者数は二四万六〇〇〇人で、前期からは五万五〇〇〇人減少したが、前年同期からは一〇万七〇〇〇人の増。八月の求職者給付申請者数は一六〇万七四〇〇人で、増加幅は二月をピークに減少傾向にあるものの、依然として増加が続いている（前年同期比で七五・九%増）。

さらに、非労働力人口（二六歳以上人口のうち、就業・求職活動をしていない者など）の増加も顕著だ。〇九年五月七期期の二六一六四歳層（女性は六一五九歳）の非労働力人口は七九八万六〇〇〇人、前年同期比で二二万五〇〇〇人増加してい

る。若年層や二五―三四歳での増加が著しい一方、三五歳以上層では逆に減少傾向にあり、いずれも女性の各年齢層の動向が大きく影響している。就学等を理由とする者の増加が一五万四〇〇〇人と大部分を占め、このほか「職探しを諦めた」「家事・介護」などが多い。一方、病気を理由とする者は減少している。

財務省が八月、民間シンクタンクなどの中期予測をまとめたところによれば、経済成長率は〇九年のマイナス四・二%から二〇一〇年には〇・六%とプラスに転じるものの、求職者手当申請者数は同年にピークの二二六万人に達し、以降も緩やかに減少するに留まるとの見方が強い。

政府はこれまで打ち出してきた一連の雇用対策に加えて、九月に開催された労働党大会において、「地域雇用パートナーシップ」（企業とジョブセンタープログラムの間で合意を締結し、企業に長期失業者などの雇用を促すプログラム）を通じた就業支援の大幅な拡充の方針を明らかにした。〇七年から開始された同プログラムは、二〇一〇年四月までに二五万人の就業支援を目標としていたが、すでにこれが達成されたとして、この三倍にあ

たる七五万人を二〇一〇年末までに就業に結びつけるとの新たな目標を示した。ジョブセンタープラスを所管する雇用年金相は、一〇万人が就業することにより、福祉給付などにかかる七億ポンドの節約が可能となるとしている（二）。さらにブラウン首相は、環境関連の非営利団体の協力を得て二万人分の雇用創出を行うとともに、小企業連盟（Federation of Small Businesses）と連携して一万人のインターンシップ受け入れを目指すとの方針を示した。

【注】
1. このほか、二五―四九歳層で六・三%（一五万四〇〇〇人）、五〇歳以上層で四・四%（三六万九〇〇〇人）。なお、六一八月期の求人数は四三万四〇〇〇人、前年同期比で一七万四〇〇〇人と三割近く減少した。特に減少が顕著だったのは、金融業の六万二〇〇〇人、流通・宿泊・飲食店業四万五〇〇〇人、製造業二万五〇〇〇人など。
2. ただし、現地メディアの伝えるところでは、この拡充は主に高齢者の就業支援を想定したものである、と雇用年金相は説明しているという。

【参考資料】
Office for National Statistics、HM Treasury、JobcentrePlus、Labour Party、BBC、Guardian.co.uk、Personnel Today、各ウェブサイト

（国際研究部）

イギリス②

移民提言委員会、さらなる制度引き締めを答申

移民制度に関する政府の諮問機関である移民提言委員会（Migration Advisory Committee）は八月一九日、内務相からの諮問を受けて提出した報告書において、外国人専門技術者の受け入れに関する制度の厳格化を答申した。

移民提言委員会は、二〇〇八年から新たに導入された移民制度である「ポイント制」（外国人を入国目的や専門技術等に区分して、年齢や学歴などに基づく入国資格を定める制度）に関連して設置された機関で、国内で専門技術者の不足が生じている職種（該当する場合、受け入れ条件が緩和される）の分析をはじめ、制度改正や移民制度に拘わる課題などについて政府からの諮問を受ける。

今年二月の内務相による諮問は、金融危機による雇用状況の急速な悪化に対応するために、移民労働者の受け入れ制限を想定したもので、委員会に検討を求めていたのは、（一）専門技術者の受け入れを不足職種のみに限る場合の経済への影響、（二）移民労働者の被扶養者の経済への貢献と労働市場における役割（三）経済状況の変化への対応のため、高度専門技術者の受け

入れ制度について今後どのような変更が必要か——の三点だが、委員会は今回の報告書で、このうち(1)と(2)に関する検討結果を取りまとめた(残る一点については一〇月に答申の予定)。

現在、外国人専門技術者の受け入れには、委員会が人材不足と認める職種に関するものほか、国内での一定期間の求人活動(労働市場テスト)により人材確保の困難さを証明した場合、また多国籍企業による国境を越えた企業内異動などが、主なルートとして認められている。これを不足職種のみに限定することについては、委員会は否定的な立場を示したものの、より安定的な制度構築を理由として、別途、以下のような基準の厳格化を答申した。すなわち、①受け入れ先企業における給与水準に応じて与えられる点数に關して、基準となる金額を引き上げること、②労働市場テストに要する求人期間を現行の二週間から四週間に延長すること、③企業内異動による入国者に課している勤続年数の資格要件を六ヵ月から一二ヵ月に延長すること、またこのルートによる滞在者に永住許可の申請を認めないこと(通常は五年の滞在中で申請が可能)——など。ただし同時に、大学院卒の資格に付与される点数を現行より引き上げることや、公共サービスにかかわる一部職

種に従事する予定の申請者への加点など、部分的な制度の緩和も答申している。さらに今後の課題として、専門技術者の資格要件(全国職業資格(NVQ)のレベル三相当の職業資格、大学卒業もしくは大学院卒資格)に相当する可能性のある他国の職業資格の検討、実施体制や方法の見直しなどについて、政府に検討を求めている。

一方、移民労働者の被扶養者の就労に關しては、当該移民労働者に一二ヵ月以上の滞在許可が発行されていれば、現行制度では特に制限は設けられていない。委員会はデータ不足のため暫定的な結論であると留保しつつも、被扶養者として入国を認める際の条件は限定的であり、実際に就労しているのは半数にすぎないこと、さらに多くは資格等の有無にかかわらず未熟練職種に従事していることなどから、規制強化を行うべき十分な理由は認められないとしている。

委員会の報告書を受けて、内務相は九月初め、一連の提言のうち、①労働市場テストにおける求人期間の四週間に延長、②企業内異動にかかわる勤続期間の一二ヵ月への延長、③受け入れ先企業での給与水準に關する加点基準の下限の一万七〇〇〇ポンドから二万ポンドへの引き上げ——について、来年にも実施する方針を示している。

【参考資料】
"Analysis of the Points Based System: Tier 2 and dependants", Migration Advisory Committee
UK Border Agency, Personnel Today 各ウェブサイト
(国際研究部)

アメリカ

医療保険加入状況は地域間、年齢間、人種間で大きな格差

オバマ政権において医療保険制度の抜本的な改革は最重要課題の一つである。議会で議論が盛んに行われるなか、商務省センサス局が九月二二日、現行の医療保険制度の加入率に關するレポート「米国コミュニティ調査二〇〇八における医療保険カバーに關する予備的評価」(1)を公表した。同レポートによれば、医療保険の加入率には年齢や地域などによって格差があることが浮き彫りになった。

米国における医療保険の無保険者は四六三〇万人で、人口の一・四％に相当すると言われている。これは、センサス局が公表している『貧困レポート』(2)の最新版による数値である。今回公表されたレポートは、月ごとに二五万世帯を対象とする「米国コミュニティ調査」から推計されたもので、地域間や年齢別、エスニックグループ別などの特徴が明らかにされている。総人口(軍人を除く)のうち

五八・七％が使用者のもっている保険プログラムに加入しており、一四・二％が自身で直接民間保険に加入し、メディケアやメディケイド(3)によってカバーされているのは一三・五％である。なお一人で複数の保険に加入している場合もある。

州ごとの無保険率を比較すると、最も低いマサチューセッツ州が四・一％であるのに対して、最も高いテキサス州では二四・一％にのぼっている。マサチューセッツ州では二〇〇六年四月、州民に医療保険加入を義務付けする制度が成立していることもあり(4)(5) 保険加入率が際立って高い。無保険率が一〇％以下で保険加入率が高いのはワシントンDCやコネチカット州、ハワイ州、アイオワ州、ミネソタ州など八州であるのに対し、無保険率が二〇％を超えるのは、アラスカ州やフロリダ州、ネバダ州など五つの州である(表1参照)。加入率の高い州は概ね北部・東部に位置し、低い州が南部や西部に位置する傾向が見られる。

年齢別に見た場合、一八〜二四歳層の無保険率が高く二八・六％に達している。二五〜三四歳層でも二六・七％にのぼる。一方で六五歳以上(一・四％)、一八歳以下(九・九％)の無保険率は低い。高齢者の無保険率が低いのはメディケア・プログラムによってカバーされている

結果であり、一八歳以下には政府による児童向け社会保障プログラムがあるためであると指摘している。また、レポートでは失業者のほぼ半数(四八・一％)が無保険状態にあり、就業者の一七・三％を大きく上回る結果が示されている。

人種およびエスニックグループ別に見た場合、アメリカ先住民およびアラスカ先住民系が最も無保険率が高く三一・六％、ヒスパニック系が三一・五％、次いで黒人の一八・〇％、白人は低く一三・三％、アジア系では一四・五％という結果であった。

表1 無保険率上位と下位の州(単位:%)

テキサス州	24.1	マサチューセッツ州	4.1
ニューメキシコ州	21.4	ハワイ州	6.7
ネバダ州	21.3	ワシントン DC	8.0
フロリダ州	20.8	コネチカット州	9.0
アラスカ州	20.1	ウィスコンシン州	9.1

資料出所:センサス局資料



【国際研究部 北澤謙】

Daily Labor Report, Sep. 23, 2009

【参考資料】

1. "A Preliminary Evaluation of Health Insurance Coverage in the 2008 American Community Surveys" (http://www.census.gov/hhes/www/hlthins/acs08paper/2008ACS_healthins.pdf)
2. "Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States: 2008, S10" (参照: <http://www.census.gov/prod/2009pubs/p60-236.pdf>)
3. メディケア (Medicare) は、高齢者(六五歳以上)、障害者、末期腎不全者を対象とする公的医療保険であり、メディケイド (Medicaid) は低所得者のための医療扶助である。
4. マサチューセッツ州政府のホームページ
5. ニューヨークタイムズ紙 (<http://www.nytimes.com/2006/04/13/us/13health.html>)

ドイツ

失業率、三カ月連続で八・三%にとどまる

八月の失業者数は前月比〇・一万人減、予想外の減少

ドイツ連邦雇用エージェンシー (Bundesagentur für Arbeit:BA) が九月一日に発表した八月の失業率は八・三%(1)で、市場予想(2)の八・四%に反して横ばいにとどまった。なお八月の失業者数は三三八・一万人と、同じく予想(前月比三・〇万人増)に反して七月の三四八・二万人から〇・一万人減少した(前年同月比、二七・四万人増)。

失業統計手法の変更も影響か

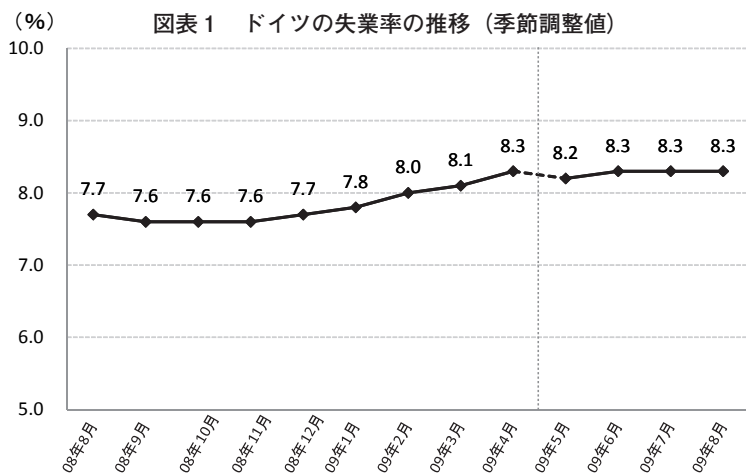
景気が底をついたとはいえず、本格的な経済の回復が見られない中で、ドイツの失業率が市場予想を下回っている点について、専門家は、操業短縮手当の拡充政策が功を奏していることに加え、今年五月から失業率統計手法が変更された影響を指摘している。

失業統計手法の具体的な変更点は、〇八年一二月の法改正(Gesetz zur Neuansrichtung der arbeitsmarktpolitischen Instrumente :ArbMINAG)を受け、政府の職業訓練プログラム(PSI)でサービスを受けている者が今年五月一日から失

業者と見なされなくなったことである。その数はおよそ二・三万人と推定されている。連邦雇用エージェンシーは、変更の理由について「EUの国際的失業統計に近づけるため」と説明している。実際に〇九年一月にEUが公表した〇八年二月のドイツの失業率は七・一%であったが、連邦雇用エージェンシーの従来統計では七・七%であった。連邦雇用エージェンシーはさらに「上記のような訓練プログラムに義務として出席している者は、厳密な意味で『失業者』とは言えない」

と述べている。今回の失業統計手法の変更に、労働市場・職業研究所(IAB)のレギーナ・コンレーザイドゥル (Regina Konle-Seidl) 研究員は、「従来から、ドイツの失業統計は、連邦雇用エージェンシーに自ら申し出て登録を行った者のみが失業者とされている点(3)で厳密とは言えず、登録をしていない『沈黙の失業者』が潜在的に存在する問題を含んでいる」ことを指摘した上で、「国際統計に沿うことは重要であるが、実際の失業者数と統計上の失業者数との乖離が広がりすぎると、正しい労働市場政策の遂行が困難になる」との懸念を示している。

図表1 ドイツの失業率の推移 (季節調整値)



注：09年4月と5月を…で結んでるのは失業統計手法に変更があり直接比較できないことを示す。
資料出所：連邦雇用エージェンシー

図表2 ドイツの失業者数の推移 (季節調整値)

	08年8月	08年9月	08年10月	08年11月	08年12月	09年1月	09年2月	09年3月	09年4月	09年5月	09年6月	09年7月	09年8月
失業者数 (千人)	3.207	3.192	3.183	3.185	3.225	3.286	3.33	3.396	3.456	3.46	3.487	3.482	3.481
失業者数の対前月比 (千人)	-	-26	-15	-9	2	40	61	44	66	60	4	27	-5
失業率 (%)	7.7	7.6	7.6	7.6	7.7	7.8	8	8.1	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3

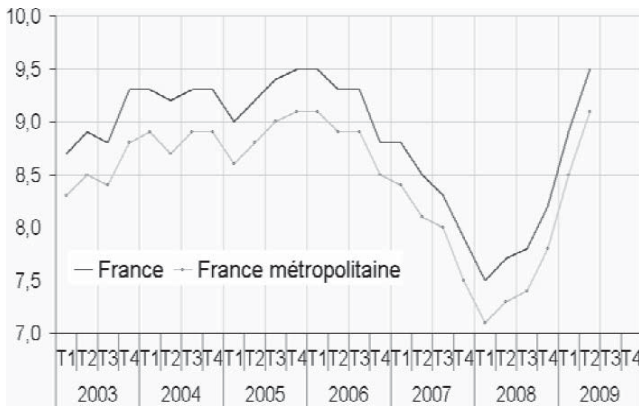
資料出所：連邦雇用エージェンシー

〔注〕
 1. 本稿における「失業率」と「失業者数」は、全て連邦雇用エージェンシー(BA)が九月一日に発表した季節調整値を用いている。
 2. ブルームバーグニュースがまとめたエコノミスト三〇人の「予想中央値」によると、失業率八・四％、前月比三万人増であった。
 3. 日本の「業務統計」に該当。
 【参考資料】
 連邦雇用エージェンシー発表資料、委託調査員月次報告、Spiegel(〇九年五月二八日)、「TAB Kurzbericht(〇九年四月) (国際研究部)

フランス①

第2四半期の失業率、九・一%に上昇、INSEE雇用調査

図 ILO 基準による失業率の推移
 四半期平均 CVS (季節変動調整) データ



〔注〕
 France = フランス本土+海外県 (Dom)
 France Métropolitaine = フランス本土
 失業率は、+/-0.4 ポイントの誤差の見込みがある
 四半期から四半期にかけての失業率の変化について、+/-0.3 ポイントの誤差の見込みがある
 範囲：15 歳以上
 出典：INSEE 雇用調査
 INSEE "Informations Rapides" 3septembre 2009 - n° 227

表 ILO 基準によるフランス本土の失業率及び失業者数
 四半期平均 CVS (季節変動調整) データ

	ILO 失業率 (%)		失業者数 (1,000 人)
	09 年第 1 四半期	09 年第 2 四半期 (P)*	09 年第 2 四半期 (P)*
合計	8.5	9.1	2591
15～24 歳	22.3	23.9	662
25～49 歳	7.6	8.1	1490
50 歳以上	5.7	6.0	439
男性	8.1	8.8	1310
15～24 歳	23.6	24.7	373
25～49 歳	6.6	7.5	723
50 歳以上	5.6	5.8	214
女性	9.0	9.4	1280
15～24 歳	20.7	22.8	289
25～49 歳	8.6	8.7	767
50 歳以上	5.8	6.3	224

〔注〕
 * (p) = 暫定値
 範囲：フランス本土、15 歳以上
 出典：INSEE、雇用調査
 INSEE "Informations Rapides" 3septembre 2009 - n° 227
 より作成

業の状態にあると指摘している。ちなみに INSEE では、ILO の定義に準拠した「不完全就業者の状態にある者」を「求職中

であるか否かを問わず、所定の週に、より長い就業を希望し、より長い就業が可能であるパートタイム労働者。通常の時間よ



フランス②

フルタイム労働者の労働時間は三五時間を超える

INSEE が今年七月に発表した報告書によると、二〇〇七年のフルタイムの賃金労働者の年間平均労働時間は一六八〇時間で、就業していた期間(vacations などを除く期間)の一週間の平均労働時間は三九時間二四分であった。

本調査は、二〇〇七年の全ての週に関する四半期ごとの雇用調査のデータをもとに行われた。調査の対象者は、一五歳以上で職に就いており、少なくとも四半期連続して(一年間)働き、調査回答時にフルタイム労働に就いていた者である。教員については、自宅での労働時間の評

り短い就業を余儀なくされている者も含む」としている。
 INSEE によれば、第2四半期では、レイオフや不完全失業の状況にある者が、前期より一六万人増加(〇・六ポイント上昇)し、三一万九〇〇〇人となった。これは、一九九三年と同水準である。

【参考資料】
 Informations Rapides, 3septembre 2009 - n° 227
 «Chômage au sens du BIT et indicateurs sur le marché du travail - Résultats de l'enquête Emploi au deuxième trimestre 2009, http://www.insee.fr/fr/indicateurs/ind14/20090903/Rchomage-T209.pdf

(国際研究部)

価が困難であるという理由により、対象から外している。

二〇〇七年では、少なくとも四半期連続して（一年間）働いた者は約一九五〇万人で、そのうち一六三〇万人がフルタイム労働に就いていた。なお、本調査における「労働時間」とは、雇用調査で回答した者が「申告した時間」を指す。そのため、企業レベルで収集できるより正確な情報に比べ、誤差は生じやすい。また、本調査による「年間労働時間」は、回答者が調査対象週において申告した労働時間数から算出している。

報告書によれば、職種に関係なく、フルタイムの賃金労働者は、祝祭日や各種休暇（ヴァカンスや傷病休暇等）などのない「通常」の週に、三九時間四分を五日間に分けて就労しており、このうち一〇％は週四八時間以上就労している。一週間当たりの所定労働時間を定めずに日数で労働時間を管理する（年間労働日制）管理職は全体の六％で、その一週間の平均労働時間

表1 2007年のフルタイム労働の賃金労働者及び自営業者等

	賃金労働者	自営業者等
労働時間数	1680時間	2560時間
年間労働日数	212日	271日
一日の平均労働時間	7時間55分	9時間28分
《通常の》週の労働時間数	39時間24分	54時間58分
《通常の》週の労働日数	5.0日	5.7日

(注) 範囲：フランス本土
調査対象週にフルタイムで労働し、少なくとも4四半期連続で職に就いている、教師でない者
情報源：INSEE、2007年第1四半期から第4四半期の雇用調査
En 2007, les salariés à temps complet ont dépassé, en moyenne, les « 35 heures », Insee Première, no. 1249, INSEE, juillet 2009

表2 賃金労働者の労働時間（男女別）

	男性	女性
賃金労働者の年間平均労働時間（時間）	1700	1430
パートタイム労働の賃金労働者の割合（％）	4.1	31.3
フルタイム労働の賃金労働者の平均年間労働時間（単位：時間）	1730	1600

(注) 範囲：フランス本土
調査対象週にフルタイムで労働し、少なくとも4四半期連続で職に就いている、教師でない者
出典：INSEE、2007年第1四半期から第4四半期の雇用調査
En 2007, les salariés à temps complet ont dépassé, en moyenne, les « 35 heures », Insee Première, no. 1249, INSEE, juillet 2009



事業者規模では、男性では、規模が小さくなるにつれ年間労働時間が増加しているのに対し、女性ではそうした傾向はない。管理職と非管理職を比較すると、男女共に管理職の方が年間労働時間は長い。特に上級管理職は、現場労働者（ブルーカラー）より、男性で二八九時間、女性で二〇二時間も長い。また、CD I(期間の定めのない雇用契約)の賃金労働者として就労している者は、男女共に、勤続年数が長くなるにつれて、年間労働時間は短くなる。年齢別では、女性はやがて年齢が上がるにつれ年間労働時間が増加しているのに対し、男性ではそうした傾向はない。学歴別にみると、男性のみ学歴が高くなるほど年間労働時間が長くなる傾向がみられる。

ちなみに、フランスでは二〇〇二年以降、企業規模に関わら

ず、法定労働時間は週三五時間となっている。これを基準にパートタイム労働や超過勤務、操業短縮への権利が定められる。最近では、労働時間を年間で管理する措置が発展していることもあり、労働時間を週単位よりも年単位で扱う傾向が強まっている。この場合、年間労働時間制においては一六〇七時間が、年間労働日数制では二一八日が法定労働時間に相当する。年間労働時間の一六〇七時間というのは、基本的には、週三五時間の労働時間に、年間で五週間の有給休暇と平均八日の祝日を加え、さらに「連帯の日（七時間）」を加えるという計算によるが、実際には各企業がそれぞれの方法で労働時間を配分している。例えば、週三七時間半の労働時間で五週間の有給休暇、年間一四日間の労働時間短縮日、あるいは、週三九時間の労働時間で五週間の有給休暇、年間二四日間の労働時間短縮日ということも可能である。

なお、「連帯の日」というのは、これまで祝日扱いとなっていた「聖霊降臨祭の翌日の日曜日」に労働者が無給で働くことによる増収分を、高齢者介護拡充予算に充てるという制度で、二〇〇四年七月に法律で定められた（注）。民間部門では毎年の労使交渉で、公共部門では関係者間の交渉を通じて、組織の管理部門が「連帯の日」をいつにする

か決定するが、労働者はこの交渉の際に、就業日を一日追加する代わりに、労働時間(七時間)を年間で分散することで延長するという方法を選ぶこともできる。

【注】

同法成立の経緯や国民の反応等については、当機構HP海外労働情報フランス(二〇〇四年八月 http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2004_8/france_01.htm 及び二〇〇五年六月 http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2005_6/france_01.htm)を参照のこと。

【参考資料】

En 2007, les salaires à temps complet ont dépassé, en moyenne, les « 35 heures ».
Insee Première, no. 1249, INSEE, juillet 2009
<http://www.insee.fr/fr/fic/ipweb/ip1249/p1249.pdf>

(国際研究部)

中国

都市部労働者の平均賃金 一万四六三八元に

国家統計局が七月二十九日に発表した統計データによると、二〇〇九年度上半期、全国の都市部雇用労働者の平均賃金は一万四六三八元で、前年同期比で一六七四元増加していることがわかった。上昇率は一二・九%で、前年同期比では五・一ポイントのマイナスとなっている。上半期、平均賃金が最も高



かったのは金融業で三万六〇三元、全国平均の二・一倍に達している。これに次ぐのがコンピュータサービス、ソフトウェア等IT産業で二万七三〇元、全国平均の一・九倍であった。第三位は科学研究、技術サービス、地質探査業で二万三二四八元、全国平均の一・六倍となっている。一方、最も低かった三つの業界はホテル・飲食業、建築業、水利・環境・公共施設管理業で、それぞれ九八八五元、一万三四九元、一万一六六一元と、それぞれ全国平均の六七・五%、七〇・七%、七九・七%にすぎず、産業間格差が広がっていることを示している。

【注】

現行の統計制度は、都市部雇用労働者の賃金統計範囲を、国有組織都市部集団組織、共同経営経済組織、株式制経済組織、外資経済組織ならびに香港・マカオ・台湾資本経済組織を含み、都市部の私営企業、個人経営体は含まないと定めている。

【資料出所】
中国国家統計局
http://www.stats.gov.cn/tjsj/jdx/c20090729_402575623.htm

(国際研究部)

韓国

双竜自動車組、民主労総から脱退へ

双竜自動車の労働組合が上部組織の全国民主労働組合総連盟(民主労総)から脱退を決定した模様だ。組合員間では破産寸前まで長期ストライキを打った労組執行部の強硬策に対し批判が強まっていた。メーカー労組の民主労総脱退は初めてで、八月にもIT産業大手のKT労組が脱退しており、民主労総にとっては大きな痛手となる。他の労組の動向や今後の労働争議のあり方にも影響を与えそうだが、組合員の約七割が賛成

脱退を決める組合総会で投票したのは双竜自動車組全組合員三五〇八人のうち七五・三%に当たる二六四二人。脱退に賛成したのは全体の七三・一%に当たる一九三一人、反対は一〇・〇%の二六四人にとどまった。

ただしこの決定を受けた労組執行部と民主労総側は「総会の開催は執行部の了解を得ておらず手続き上問題がある」として、ソウル南部地方裁判所に投票結果の無効訴訟を起すとしている。

今回の総会は、執行部の方針に對立する組合員らが主導したと見られる。

双竜自動車組は経営側の大規模リストラ案に反発して七七日間にわたるストを繰り広げ、損失額は三一六〇億ウォン(約二四〇億円)に上った。経営状態が極度に悪化している会社を相手に過激な闘争を長期間続ける執行部に対し組合員は次第に反発を強め、「問題解決に役立たない」と民主労総傘下の全国金属労働組合(金属労組)にも不信感を強めていた。それが今回の投票結果につながったといえる。

双竜自は一五日にも裁判所に再建案を提出する予定。民主労総からの脱退は債権団の心証を変え、会社の再建には有利になるとの見方も出ている。

今後の闘争方針に影響も

民主労総を支える最大勢力は、



自動車メーカーの労組を傘下

に持つ金属労組。双竜自動車組の脱退は単なる一労組の脱退にとどまらず、自動車関連の他労組にも影響が及ぶ恐れがある。韓国の労使関係は、大企業を中心に、労組が全面ストなどの強硬な手段で要求を通すことで知られる。しかし最近の景気の悪化に伴い、これまでの強硬な闘争方針を疑問視する向きが強まっていた。民主労総もこうした傾向に配慮し「対話による交渉」の姿勢を打ち出しているが、実態は従前とそれほど変わっていない。七月には、民主労総の下部組織情報技術(IT)連盟の最大労組であるKTが、賛成率九四・九%で民主労総を脱退したばかり。来月にはソウル、大邱、光州の三つの地下鉄労組が脱退を予定しており、今後、他労組の動きも注目されている。

【資料出所】

NNA、聯合ニュース他

(国際研究部)